

上三川町教育大綱



上三川町
令和3年3月

1 「教育大綱」改定の趣旨

平成 27(2015)年に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、町長（地方公共団体の長）は、教育委員会との連携を強化し、教育課題の解決をはじめ教育行政を積極的に推進するため「教育、芸術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することが定められました。

本町では、平成 28（2016）年に、国の「第 2 期教育振興基本計画」や「栃木県教育振興基本計画 2020」を参照し、町の「第 7 次総合計画基本計画」を基に大綱を策定しました。

策定から 5 年が経過し、国は平成 30（2018）年に第 3 期教育振興基本計画を策定し、また、栃木県においても令和 3（2021）年度から新たな第 4 次教育振興基本計画をもとにした施策が展開されます。同様に、本町においても「第 7 次総合計画」の後期基本計画のもと、地域の特性を踏まえた、新たな総合的かつ計画的な行政運営が進められることになります。

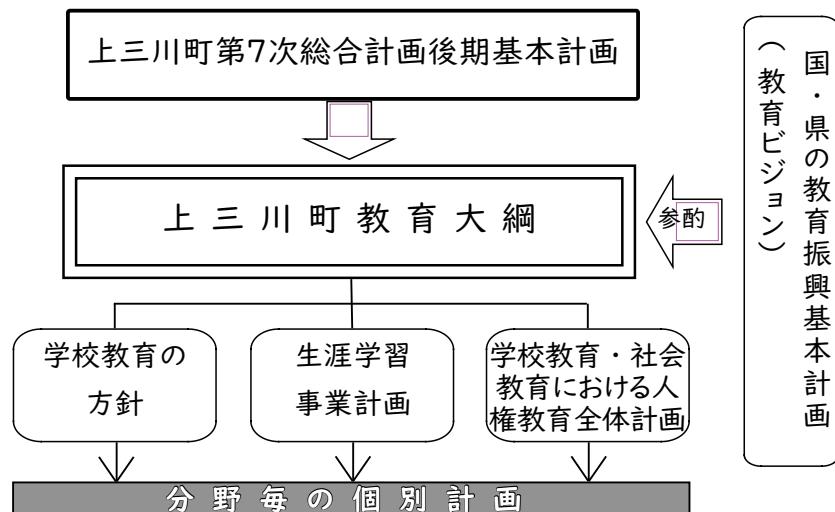
加えて、令和 2（2020）年に起きたコロナウイルス感染症拡大に伴う社会の変化は、学校教育活動や社会教育・スポーツ活動だけでなく、日常生活やこれまで当たり前と思われてきたことに、より一層の変化を求められるようになりました。

これからますます変化の激しい時代に向かう中で「共に創る 次代に輝く 安心・活力の町づくり」に向け、より円滑に学校教育活動や社会教育・スポーツ等の生涯学習活動施策が推進できるよう、新たに理念を作り、今後の方向性を示す大綱を改定し、教育等の振興施策に結びつけていきます。

2 「教育大綱」の位置づけ

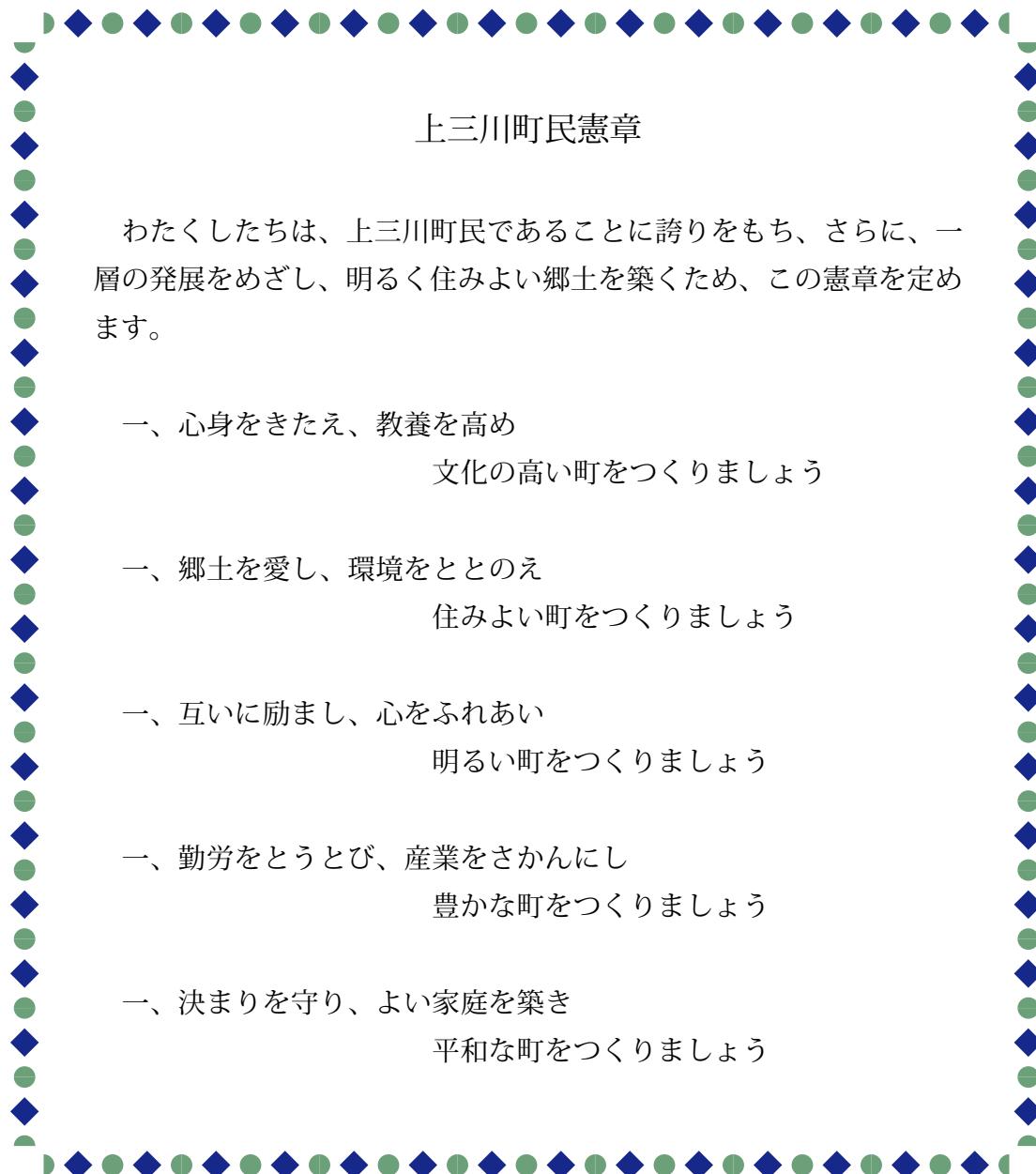
大綱は、国や県の教育振興基本計画を参照し調和を図るとともに、本町の総合的な町づくりの指針である「上三川町総合計画」との整合を図りながら、本町の基本理念や基本的方向性を総括的に定めるものとして位置づけます。

大綱を実現するための具体的な施策については、大綱に示す基本的方向性をもとに、「学校教育の方針」「生涯学習事業計画」「人権教育全体計画」などの分野毎個別計画を示し取り組みを進めてまいります。



3 「教育大綱」の対象期間

大綱は、令和3（2021）年度からスタートする町の最上位計画である「上三川町第7次総合計画」の後期基本計画及び、「上三川町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図ることが必要なことから、令和3（2021）年度からの5年間とします。



4 基本理念

学校教育における児童生徒の実態を把握するために、平成19（2007）年と令和元（2019）年の全国学力学習状況調査における児童生徒質問紙調査結果を活用し、全国の小中学生と比較して低い数値にとどまった質問内容について、分析を行いました。

ほとんどの項目で前回と比べ高く、全国と比較しても高い数値を示しましたが、その中で①「地域や社会をよくするために何をしたらよいか考えますか」の質問では、「当てはまる」と回答した生徒の割合が全体的に低い結果となりました。

また、②「自分には良いところがあると思いますか」③「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の質問では、学力調査結果とのクロス集計を行ったところ、肯定的な考えを示した児童生徒に比べ、否定的な回答をした児童生徒の学習到達率は、教科によっては30ポイントも下回っていることが分かりました。児童生徒一人一人の自己肯定感や他者への貢献精神、精神的なゆとりが、学力と相関があると言えます。

これらのことから、学校教育が、学校という枠組みの中で終わらないよう、地域・社会と密接な関係づくりをこれまで以上に進めていくことや、学習の充実ももちろんですが、児童生徒の内面を育む教育の取り組みが今後ますます必要になると考えられます。

次に、社会教育・スポーツにおける生涯学習活動の実態を知るために、町内施設等の利用状況をもとに調査を行いました。

中央公民館の利用者数や自主教室の開催団体数は増加しており、「人を育てる教育機関」としての機能を十分に生かし、地域づくりを推進しています。文化活動は、中央公民館等の施設を積極的に活用した人の交流は盛んですが、団体数及び会員数は年々減少傾向にあります。活動や学びを広げるための新たな人材育成、団体間の連携の再構築などの工夫が、今後ますます必要になってくると考えられます。

スポーツについては、マラソンや駅伝などの活動が着実に定着し、スポーツ推進委員の活動や体育協会の各部主催大会も頻繁に実施され、町民のスポーツ意欲を喚起するための取り組みが充実しています。しかし、施設の利用については、利用者数が横ばいとなっており、普段の活動と大会等が結びつくような工夫が必要とも考えられます。

町立図書館においては、読書習慣の醸成に向けた種々の活動や利用啓発への広報・試みなどを工夫し、実施していますが、近年、利用者数や貸出し冊数が一定数であることから、町民の読書活動・情報拠点としての機能を果たすためにも、情報の提供力・発信力をより強化する必要があります。

これらから、町民一人ひとりの成長や歩みに応じた多様な学びを円滑につなぎ、その学びが地域とつながり、学びの成果が生きる社会の構築を目指すことが、これから町づくりに重要であると考え、『「学び合い、育ち合い、つながり合う」教育の町づくり』を大綱の基本理念に位置づけます。

基本理念

『学び合い、育ち合い、つながり合う』教育の町づくり

5 目指す人間像

基本理念のもと、どのような人づくりを目指すのか具体像を次のとおり掲げました。

- (1) 生涯にわたって自ら学び、自ら考え、行動する人
- (2) 豊かな心と健やかな体を育む人
- (3) 多くの世代と交流し、他者との関わりを大切にする人
- (4) 様々な問題の解決に向け、他者と協働して、進んで社会に貢献できる人

6 基本的方向性

基本理念の実現に向け、これから5年間の上三川町の教育行政を総合的に推進するため、学校教育、地域と学校教育のつながり、社会教育・スポーツ等の生涯学習活動の進むべき基本的方向性を示します。

(1) 学校教育

基本的方向性 1

子どもたちが、自ら人生を切り拓いていくことができるための学力の三要素の定着を目指します。

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた創意ある教育活動の展開
 - ・児童生徒が学びの主体となる授業づくりの推進
 - ・国際化社会に対応した英語教育の推進
 - ・情報化社会の進展に向けた情報活用能力の育成
- ※ 学力の三要素（基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性）

基本的方向性 2

これからの中高生が、人間として成長できる力を育む学びを推進します。

- ・児童生徒理解に基づく児童生徒指導及び教育相談活動の充実
- ・自己教育力・自己学習力の育成
- ・特別支援教育の充実
- ・運動や食育を通した健やかな体づくりの推進
- ・豊かな心を育む道徳教育、人権教育の推進

基本的方向性 3	教育諸条件の充実を図るための環境整備を推進します。
----------	---------------------------

- ・安全で安心な学校づくりに向けた環境の整備推進
- ・義務教育9年間を見通した教育環境づくりの推進

(2) 地域と学校教育のつながり

基本的方向性 4	子どもの人間力・社会力育成に向け、学校・家庭・地域がともにつながり、地域全体の教育力の向上を目指します。
----------	--

- ・地域の人々と教職員との協働による学校づくり、コミュニティスクールの推進
- ・体験を伴うキャリア教育の推進
- ・自然や文化など身近な環境の特色を踏まえた事業の推進

(3) 生涯学習

基本的方向性 5	学びの場を通じた人づくりや住民相互のつながりによる持続的な地域づくりを推進します。
----------	---

- ・生涯学習活動（生涯スポーツ、文化芸術）の支援
- ・中央公民館事業の充実
- ・自ら学ぶ環境づくりの推進
- ・学びの成果を活かす機会の充実
- ・社会教育団体の自立運営に向けた支援、発展に資する情報提供
- ・次世代の人材の育成と支援体制の確立
- ・人権教育の推進
- ・読書活動の充実
- ・新しい技術を活用した多様な主体との連携・協働の推進

基本的方向性 6	地域の歴史や文化を活かした魅力ある町づくりを推進します。
----------	------------------------------

- ・地域の文化財の保護と活用に関する計画の推進
- ・貴重な文化遺産・芸術遺産（折り紙等）を含めた町づくりの推進

基本的方向性 7

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を推進します。

- ・スポーツ関係団体等の支援
- ・ライフステージに応じたスポーツ活動・教室の充実
- ・スポーツ指導者とスポーツボランティアの育成
- ・放課後や地域における子どものスポーツ機会の充実

基本理念

「学び合い、育ち合い、つながり合う」教育の町づくり

[上三川町第7次総合計画]

- 基本目標2 “子ども・健康・福祉”のまちづくり
 2 学校教育の充実
 • 特色ある教育活動の推進
 • 教育支援体制の充実
 • 安心・安全な学校づくりに向けた環境整備

- 基本目標5 “人・文化・スポーツ”のまちづくり
 1 生涯学習の充実
 • 生涯学習の積極的推進
 • 中央公民館事業執行体制の充実と学習機会の拡大
 • 地域リーダーの育成と活動の支援
 • 「ほんの里かみのかわ」づくり
 2 青少年の健全育成
 • 青少年の健全育成活動推進体制の充実
 • 青少年健全育成活動の推進
 3 芸術・文化の振興
 • 文化活動の活発化
 • 文化財の保存・活用

- 4 スポーツの振興
 • スポーツ活動の普及
 • スポーツ施設の充実
 • 国体の開催

- 基本目標7 “コミュニティ・地域力”のまちづくり
 3 人権尊重社会の実現
 • 人権教育と人権啓発の推進

- 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての支援及び教育環境の充実
 基本的方向 (2) 人間力を豊かにする教育の推進
 作戦⑫ 特色ある教育活動の推進
 作戦⑬ 学校を核とした地域づくりの推進

- 基本目標4 基本的方向 (2) 誰もが健康で暮らしやすい環境づくり
 作戦⑯ いきいき生活推進事業
 作戦⑰ 運動・健康づくり支援事業

基本的方向性1

子どもたちが、自ら人生を切り拓いていくことができるための学力の三要素の定着を目指します。

基本的方向性2

これからからの社会で、人間として成長できる力を育む学びを推進します。

基本的方向性3

教育諸条件の充実を図るためにの環境整備を推進します。

基本的方向性4

子どもの人間力・社会力育成に向け、学校・家庭・地域がともにつながり、地域全体の教育力の向上を目指します。

基本的方向性5

学びの場を通じた人づくりや住民相互のつながりによる持続的な地域づくりを推進します。

基本的方向性6

地域の歴史や文化を活かした魅力ある町づくりを推進します。

基本的方向性7

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を推進します。

